

議第31号

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」および「同条第3項」の右に「および第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項、」を「第14条第3項および第4項、」に、「、「同項第3号」を「、「同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」を「第27条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第14条第3項および第4項（これらの規定を改正後の第21条第3項または第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。